

平成28年5月13日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成28年5月13日（金）午前10時00分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 議席の一部変更
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 地方創生特別委員会委員の定数の変更
- 第7 地方創生特別委員会委員の選任
- 第8 報告第1号から第3号及び議案第1号
の上程説明並びに総括審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月13日（金）午前10時00分 開会

○議長（森川雅之君） おはようございます。ただいまから平成28年茂原市議会第1回臨時会を開会いたします。

現在の出席議員は24名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時00分 開議

○議長（森川雅之君） 直ちに本日の会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員長の報告

○議長（森川雅之君） 最初に、今臨時会の運営につき、閉会中に議会運営委員会を開催し、種々協議を行いましたので、その内容について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中山和夫君。

（議会運営委員会委員長 中山和夫君登壇）

○議会運営委員会委員長（中山和夫君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る4月25日に招集告示されました平成28年第1回臨時会の運営につき、5月2日に委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

まず、会期につきましては、付議事件であります議案の内容を勘案し、本日1日とすることといたしました。

次に、日程につきましては、議席の指定、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、常任委員会委員の選任、地方創生特別委員会委員の定数の変更、地方創生特別委員会委員の選任、議案の上程説明並びに総括審議を議題とすることといたしました。議案の委員会付託につきましては省略することとし、提案理由の説明を行った後、質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上が、今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

諸 般 の 報 告

○議長（森川雅之君） 次に、諸般の報告をします。

去る4月24日執行の茂原市議会議員補欠選挙において、向後研二君、杉浦康一君、はつたに幸一君の3名が当選されました。

次に、本日招集されました臨時会の議案等説明のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席報告がありました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 席 の 指 定

○議長（森川雅之君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議席の指定」を行います。

本件については、去る4月24日執行の茂原市議会議員補欠選挙において当選されました議員の議席を指定するものであります。議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。議席番号2番に向後研二君を、議席番号3番に杉浦康一君を、議席番号4番にはつたに幸一君をそれぞれ指定します。

————— ☆ ————— ☆ —————

議席の一部変更

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第2「議席の一部変更」を行います。

本件については、ただいまの議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものであります。その変更となる議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（三橋勝美君） それでは、変更となります議席番号及び氏名を朗読いたします。

6番、小久保ともこ議員。7番、田畑 毅議員。8番、山田広宣議員。9番、佐藤栄作議員。10番、前田正志議員。11番、金坂道人議員。13番、中山和夫議員。14番、細谷菜穂子議員。15番、森川雅之議員。16番、鈴木敏文議員。17番、ますだよしお議員。18番、腰川日出夫議員。以上でございます。

○議長（森川雅之君） お諮りします。ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長(森川雅之君) 次に、議事日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

24番 市原健二君

1番 飯尾暁君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会期の決定

○議長(森川雅之君) 次に、議事日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

常任委員会委員の選任

○議長(森川雅之君) 次に、議事日程第5「常任委員会委員の選任」を議題とします。

本件については、今回新たに当選されました議員の常任委員会委員の選任を行うものであります。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。教育福祉委員会委員に4番、はつたに幸一君を、建設委員会委員に2番、向後研二君を、市民環境経済委員会委員に3番、杉浦康一君をそれぞれ指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

地方創生特別委員会委員の定数の変更

○議長(森川雅之君) 次に、議事日程第6「地方創生特別委員会委員の定数の変更」を議題とします。

本件については、委員会条例第6条第2項の規定により、地方創生特別委員会委員の定数を現行の10人から12人に変更しようとするものであります。

お諮りします。地方創生特別委員会委員の定数を12人することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、地方創生特別委員会委員の定数を12人に変更することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

地方創生特別委員会委員の選任

○議長(森川雅之君) 次に、議事日程第7「地方創生特別委員会委員の選任」を議題とします。

本件については、ただいま委員の定数の変更がありました地方創生特別委員会の委員に新たに3名の選任を行うものであります。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。地方創生特別委員会委員に2番、向後研二君、3番、杉浦康一君、4番、はつたに幸一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、地方創生特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しましたとおり、地方創生特別委員会委員に選任することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（森川雅之君）　ここで報告します。本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理しお手元に配付しました。また、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて専決処分した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

また、茂原市債権管理条例第12条第2項の規定により、市の私債権を放棄した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

報告第1号から第3号及び議案第1号の上程説明並びに総括審議

○議長（森川雅之君）　次に、議事日程第8「報告第1号から第3号及び議案第1号の上程説明並びに総括審議」を議題とします。

議案の上程については、報告3件及び議案1件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長　田中豊彦君。

（市長　田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君）　おはようございます。

本日、平成28年茂原市議会第1回臨時会を開催することとなりました。議員各位におかれましては、6月定例会を控え、大変お忙しいところ、御苦勞さまでございます。

初めに、熊本・大分地方で発生しました地震により、犠牲となられた方々、その御家族、関係者の方々に対しまして心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げる次第であります。

本市では、被害建築物の応急危険度判定業務を支援するため、国及び県からの要請に基づきまして、4月26日から28日の3日間にわたりまして、千葉県被災建築物応急危険度判定士として、職員2名を熊本市へ派遣したところでございます。今なお続く余震に不安なときを過ごし、また多くの方々が避難生活を余儀なくされている状況とは思いますが、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げる次第であります。

また、それに対しまして、茂原市としても、さらなる支援をしていくつもりであります。

さて、このたびの市議会議員補欠選挙におきまして御当選を果たされました向後研二様、杉浦康一様、はつたに幸一様、まことにおめでとうでございます。皆様におかれましては、市勢発展のためさらなるお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

また、私も同日の市長選挙におきまして、無投票当選により3期目の市政を担わせていただ

くことになりました。これもひとえに議員各位をはじめ、市民の皆様方の御支援の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

本来であれば、当選後の初の議会ということで、ここで私の所信を申し上げるべきところですが、本日は緊急を要する案件についての臨時会でございますので、6月定例会の中で改めてお時間を頂戴したいと存じます。

今後とも、市政発展のため全力を傾注してまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様方のなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に御提案申し上げます報告3件、議案1件について御説明させていただきます。

報告第1号から第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

報告第1号は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、茂原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、平成28年3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、報告第2号は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に、また関係法令等についても同日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、平成28年3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、平成28年3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号「茂原市景観条例の一部を改正する条例の制定について」は、電気事業法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

以上が、本臨時会に提案しております4案件の概要であります。詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森川雅之君） 補足説明をお願いします。企画財政部長 十枝秀文君。

（企画財政部長 十枝秀文君登壇）

○企画財政部長（十枝秀文君） 企画財政部所管に関わります報告第1号及び第2号につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、行政不服審査法及び同法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、茂原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分したものでございます。

改正内容ですが、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条の規定により、平成28年度以後の固定資産税に係る審査の申出について、平成28年3月31日までに価格が決定された固定資産税に係る審査の申出については、改正前の条例が適用になることから、これに対応するため改正したものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に、また関係政令等も同日にそれぞれ公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分したものでございます。

改正概要でございますが、まず法人市民税でございます。法人税割の税率を100分の12.1から100分の8.4に引き下げるものでございます。本案につきましては、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。

次に、個人市民税でございます。セルフメディケーション（自主服薬）を推進するため、今まで医師の処方箋が必要であった医薬品から処方箋の必要がなくなり、薬局等で購入できるような医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費用について、1万2000円を超え10万円を限度として、医療費控除の特例を創設するものでございます。期間につきましては、平成29年1月1日からの5年間となります。

次に、軽自動車税でございます。自動車取得税が平成29年4月1日に廃止されることに伴い、同日より軽自動車税環境性能割を創設するものでございます。この環境性能割については、新たに市税となりますが、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うものでございます。税率につきましては、乗用車では、電気・ガス自動車及び平成32年燃費基準+10%達成車については非課税、平成32年燃費基準達成車は1%、その他については2%となるものです。

また、グリーン化特例につきましては、現行の特例措置について適用期間を1年間延長するものでございます。

最後に、固定資産税及び都市計画税でございます。新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長するほか、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置についても、適用期限を2年延長するなどでございます。以上でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森川雅之君） 市民部長 野島 宏君。

（市民部長 野島 宏君登壇）

○市民部長（野島 宏君） 市民部所管に関わります報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

その改正の概要について申し上げます。国民健康保険の被保険者間の税負担の公平の確保を図るため、国民健康保険税に係る基礎課税額の限度額52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額17万円を19万円に引き上げるとともに、中低所得世帯の保険税負担の軽減措置として、平等割及び均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げることにより、軽減世帯の範囲を広げようとするものでございます。

以上、報告第3号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森川雅之君） 都市建設部長 石和田久幸君。

（都市建設部長 石和田久幸君登壇）

○都市建設部長（石和田久幸君） 都市建設部所管に関わります議案第1号「茂原市景観条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、電気事業法の改正により、送配電部門の法的分離がなされたことに伴い、本条例で定める届出を要しない行為を行う事業者の名称を、一般電気事業者から一般送配電事業者に改正しようとするものでございます。

以上、都市建設部所管に関わります議案について御説明申し上げます。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森川雅之君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前10時26分 休憩

☆ ☆

午前10時35分 開議

○議長（森川雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） よろしくお願ひします。それでは、3点にわたってお聞かいたします。

1つ目ですが、法人市民税の分野での住民税と法人税の調整で地方交付税の原資を生み出すということですが、これによる企業負担は変わらないということです。では、なぜこういう措置が必要になったのかということをお伺ひします。

2つ目には、個人市民税の分野でセルフメディケーション推進をうたって、その手段としてスイッチOTC医薬品購入の経費で一定額の所得控除がある、ということですが、これは明確な規制緩和だと思ふんですけども、その意図がどこにあるのかということをお伺ひします。

3つ目ですが、軽自動車に対しまして自動車取得税が平成29年3月末に廃止される。この一方で、新税となります環境性能割が平成29年4月から導入とのことですが、軽自動車所有者に対しましてメリット、デメリット、これはどのようになるかということをお伺ひします。お願ひします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。企画財政部次長 大森茂雄君。

○企画財政部次長（大森茂雄君） 初めに、法人市民税の税率について、企業負担は変わらないが、なぜこのような措置が必要なのかという質問に対して答弁申し上げます。この税率改正につきましては、消費税率8%段階で行った措置を同様に10%段階においても講じるというものでございます。消費税率引き上げにより地方交付税の不交付団体と交付団体間の財政力格差がさらに拡大することから、この偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税、県民税の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を引き下げ相当分引き上げるもので、この原資により地域間格差を埋めるものでございます。

次に、スイッチO T C医薬品購入の所得控除について、その意図はどこにあるのかについての質問に御答弁申し上げます。自己の健康管理の意識を高め、自主的に自分の責任において服薬するというセルフメディケーションを推進するために、この控除を創設した意図があると思われま

す。次に、軽自動車について、環境性能割のメリット、デメリットについての質問に御答弁申し上げます。これまで軽自動車に対する自動車取得税につきましては、取得価格に対して一律2%の税率で課税されておりました。条例改正では、環境性能によって非課税、1%、2%の税率で課税されますので、環境性能のよい車を購入した方にはメリットがあります。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、法人市民税の分野なんですが、市の税収が減額になると思いますが、この分が国税に転嫁された後、地方交付税でどのような仕組みで自治体に対して補てんされてくるのかということをお伺いします。

さらに、個人市民税の分野で、セルフメディケーション推進政策は、医師の判断によらないスイッチO T C医薬品の一般薬局での販売が増えることによる危険性についての見解がおありかどうかお伺いします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。企画財政部次長 山田隆二君。

○企画財政部次長（山田隆二君） 地方交付税において、どのような仕組みで補てんをされるのかということについてお答えいたします。法人市民税法人税割の税率引き下げによりまして、基準財政収入額は減少いたします。何らかの方法で措置されるものと考えられますが、その詳細については明らかになっておりませんので、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 企画財政部次長 大森茂雄君。

○企画財政部次長（大森茂雄君） スイッチO T C医薬品の一般薬局での販売が増えることによる危険性についての質問にお答えいたします。スイッチO T C医薬品は、もともと病院で処方箋を受けなければ手に入らなかった薬が、安全性、有効性両面から医師のもとでなくても使用することができるかと判断され切り換えたものですので、危険性は少ないものと思われま

す。以上です。

○議長（森川雅之君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、項目が多岐にわたっておりますから、詳細を述べますと長

くなりますので、一部指摘させていただきますが、これは意見ですので御答弁は結構です。

この税関連ですけれども、地方交付税の不均衡の是正ということでしたら、こんな面倒な手段ではなくて交付税の制度内での対応が可能なはずだと思います。

次のセルフメディケーションの件ですけれども、これは軽い病気にかかっても医療機関にかからないで一般用の医薬品、そしてまたサプリメント、健康食品などを使って自分の責任において治すという疾病の自己責任論につながっていくという危険性があります。これは規制緩和された薬をどんどん使うということになりかねないと思うんです。その先には、薬剤やサブリの過剰摂取が容易に推測されるわけです。心配ないとおっしゃいましたけれども、これは注意する必要がありますし、そこを市民の皆さんにいろいろ知らせていって、この危険性とか、もう少し注意を喚起したほうがいいと思います。

軽自動車の環境性能割なんですけれども、新税率適用前に駆け込みで買い換えた場合とか、買い換えなくて大切に乘っていた場合にも最初の新規検査から13年が経過した時点で一気に1.8倍の増税がある、こういうふうに聞いておるんですが、これではどちらのほうが環境にいいか、ちょっと疑問なわけですし、この辺、疑問がありましたので指摘させていただいて、終わります。

○議長（森川雅之君） ほかに質問ありますか。竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 報告第2号の個人市民税についてですが、OTC医薬品の控除の改正がありましたけれども、これは自主服薬ということで、薬局で買っている費用を10万円以下までは控除しますよという内容だろうと思うんですが、そのOTC医薬品というのは、資料を読むとわかるんですが、薬局で販売されている医薬品をOTC医薬品、スイッチOTC医薬品というのは、処方箋が必要な医薬品のうち医療用から転用された医薬品と、こう書いてありますが、この医薬品はどういうものが含まれるのかというのがお尋ねしたいところなので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。企画財政部次長 大森茂雄君。

○企画財政部次長（大森茂雄君） スイッチOTC医薬品の品例を申し上げます。中性脂肪、胃腸改善薬としてエパデールT、解熱鎮痛剤のルミフェン、鼻炎薬としてアレグラFX、解熱鎮痛剤としてロキソニンS等があります。

なお、厚生労働省では6月の下旬を予定してまして、ホームページでスイッチOTC医薬品の品例を公表することになっております。以上です。

○議長（森川雅之君） ほかにありますか。竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 今後、医薬品名を公表するというので、それが出ましたら資料として配付してください。以上です。

○議長（森川雅之君） ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今回の条例改正の原因を伺うとともに、当局の認識について、まず第1にお伺いいたします。

さて、その次に課税限度額の引き上げですが、これは法定外の繰り入れを考えられても必ず実施しなければならないのかということをお伺いします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。市民部次長 岡本弘明君。

○市民部次長（岡本弘明君） お答え申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴い行うものでございます。市といたしましては、年々増加しております保険給付費等に対応いたしまして、安定的な国保の運営を行っていくためには必要となる条例改正であると認識しております。今回の改正を行わずに法定外の繰り入れを行った場合には、特別調整交付金が減額される可能性もございますため、課税限度額を国の法定額と同額に引き上げたものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） この改正、課税限度額の引き上げと低所得者の税軽減ですが、これで影響を受ける世帯数、そしてその影響額、所得階層はどういう世帯かということ、また、その限度額引き上げと低所得者への軽減で本市の国保財政の収支はこの部分だけ見ればどうなるのか御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森川雅之君） 市民部次長 岡本弘明君。

○市民部次長（岡本弘明君） お答え申し上げます。

課税限度額の引き上げに伴いまして、課税額が増加となる世帯につきましては330世帯程度でございます。税額としましては1200万円程度増えると見込んでおります。

なお、今回の改正によりまして影響を受ける所得階層でございますが、モデルケースといたしまして、40歳のサラリーマン、専業主婦、お子さんが2人の4人の御家族を想定いたしますと、所得につきましては573万円程度、これを給与収入に換算いたしますと770万円程度の世帯となります。

次に、低所得者に対します税の軽減対象拡大によりまして影響を受ける世帯は91世帯程度となりまして、税額としまして260万円程度減ると見込んでおります。この軽減対象拡大によりまして影響を受ける所得階層につきましては、先ほど申し上げましたのと同じ世帯を想定いたしますと、所得につきましては139万円程度、給与収入に換算いたしますと224万円程度の世帯となるものでございます。

また、今回の条例改正に伴い、課税限度の引き上げによりまして1200万円程度の増額、そして軽減対象拡大によりましては260万円のマイナスとなりますが、これを差し引きで換算いたしますと、本市の国保財政におきましては940万円程度の増収になるものと見込んでおります。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 御要望させていただきますが、今次長おっしゃったように、課税限度額引き上げで1200万円の増額、軽減措置による減額が260万円ですから、国保財政の増額は差し引いて940万円ほどが見込まれる計算ということでございます。財政負担に関しまして、加入者間の税負担の公平性の確保がうたわれておりますけれども、一方で市民負担を増幅するものであります。その手段として、加入者間の税額の増減で調整をしようというのは、いずれにしても市民負担増につながってまいります。財政負担の公平性の解消責任を加入者に負わせるというのが今回の措置ですけれども、こういうことは国の責任の放棄であります。加入者間の公平性を言うんだったら、国保制度に事業者負担がもともとない分、国がその責任を負って、負担して調整すべきだと考えております。このことを国に対しても要望していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森川雅之君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第1号「茂原市景観条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（森川雅之君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております報告第1号から第3号及び議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第3号及び議案第1号については委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。反対討論をさせていただきます。

反対する案件は、報告第2号及び第3号「専決処分の承認を求めることについて」反対いたしまして、それぞれの理由を述べます。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、その反対理由を述べます。本件の内容は、第1に、法律の改正などに伴い法人住民税引き下げを行う一方、国税の地方法人税の税率引き上げで代替し、減額となる地方税に対して地方交付税を交付する法人市民税の税率改正措置、第2に、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC医薬品購入の際の税控除を行う個人市民税の改正、第3に、その課税方法に環境性能割を創設、グリーン化特例の延長など軽自動車税の課税措置の変更維持、第4に、新築住宅に関する固定資産税の税額減額措置の2年延長などとなっております。4つ目の固定資産に関する分野では特に反対する内容ではありませんが、その他の分野では問題が多いので一部指摘いたしまして、その反対理由といたします。

1つ目の地方税関連でございます。地方税の一部を国税として、地方交付税の原資として財源の偏在による自治体の財政力格差の調整を図るものとのことでございます。しかし、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の本来の交付税の機能を強化する、こういったことでなされるべきでございます。先ほどの質疑、答弁でも、減額される地方税に対する交付税措置の行方も不透明ということでございます。このような自治体間格差の調整は、その背景にあります消費税増税と、その消費税を地方財政の主要財源に据えていくという狙いと一体のものでありまして、増税が嫌なら交付税を減らすということにもなり、容認できません。

2つ目のセルフメディケーション推進とスイッチOTC医薬品購入についてでございます。この考えは、本来、個人が自己責任のもとに身近に入手できる健康や医療に関する商品、情報、知識を駆使して、健康を維持増進したり疾病を予防したり、軽い病気であれば自分で治すこととしておりますが、軽い病気にかかっても医療機関にかからず一般用医薬品やサプリメント、

健康食品などを使って自己の責任において治すという疾病の自己責任論につながっていく危険性がどうしてもぬぐえません。薬剤やサプリの過剰摂取も懸念されます。これらの背景には、医療費の高騰によります財政圧迫を理由に、自己負担率を上げて患者に負担を押し付け医療機関への通院を減らしたり、スイッチO T C医薬品購入促進で薬価や技術料を引き下げて医療費の抑制や疾患の保険外しを図るといった国の政策的意図が透けて見えます。結果として、軽微な疾患の治療が保険適用外にされることが大きな問題となってまいります。これも国の責任を放棄することにつながり、容認できません。

3つ目の軽自動車に関する課税の件です。軽自動車関連の課税の変更は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方や郊外の住民ほど、その影響を大きく受けます。自動車業界の要求に応じて自動車取得税を減税、廃止して、その減税のツケを軽自動車の増税で賄うことは国民に対して消費税増税に加えて二重の負担を押し付けるものであります。一部、環境性関連の減税の影響には、増税が待っております。

以上のことから、本案件には反対するものです。

次に、報告第3号についてでございますが、その反対理由を述べます。

その内容は、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正するものでありますが、課税限度額の引き上げと中低所得世帯への税額軽減の2点の条例改正が行われます。中低所得世帯への平等割と均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準引き上げについては、加入者の負担軽減の面から反対するものではございません。しかし、課税限度額の改正を行うものについては、基礎課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金の課税限度額を17万円から19万円に、総額4万円を引き上げて現行の課税上限85万円から89万円への増税となっております。この課税限度額に該当するモデルケースとして、40歳の両親と子供2人の家族で所得が573万円からとなりますが、対象者が一定の所得を有するとはいえ、加入者は自営業者や農業者など収入が不安定な階層の方々です。これまで平成21年度に総額1万円、平成22年度には4万円、平成23年度に4万円、平成26年度に4万円、平成27年度に4万円、さらに今回の平成28年度の4万円と毎年連続的な増税が行われ、平成20年度に比べて21万円の増額となります。これは生活する上でも大変な負担増であります。格差拡大が広がり、一部の富裕層のみが潤うアベノミクスの経済政策のもとで、国保加入者にこれ以上の負担の過重は許されません。国保財政を維持するためには、加入者同士の支え合いとして一定の所得層に増税を押し付けるのではなく、国庫負担の割合を医療費総額の現在の23%から削減以前の45%に戻して、国民健康保険の社会保障としての国の責務を果たさせるべきであります。

さて、国や自治体は一般会計法定外繰り入れを不適切であるかのように説明しております。しかし、国民健康保険中央会が監修いたしました運営協議会委員のための国民健康保険必携には、国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでも、その部分の事業の実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは負担の公平という見地からどうかと考えられる部分でもあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか、こう言及しております。だからこそ、多くの自治体が負担軽減のために一般会計からの繰り入れを実施しているというわけでもあります。本市におきましては、この一般会計からの繰り入れ、診療窓口での負担軽減など、軽減対策を講じる方向に舵を切るべきだということを主張させていただきまして、この案件に対します反対討論といたします。

○議長（森川雅之君） ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（森川雅之君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（森川雅之君） 起立全員と認めます。

したがいまして、報告第1号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（森川雅之君） 起立多数と認めます。

したがいまして、報告第2号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（森川雅之君） 起立多数と認めます。

したがいまして、報告第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号「茂原市景観条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(森川雅之君) 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議席の指定
2. 議席の一部変更
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 常任委員会委員の選任
6. 地方創生特別委員会委員の定数の変更
7. 地方創生特別委員会委員の選任
8. 報告第1号から第3号及び議案第1号の上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 森川雅之君

副議長 金坂道人君

1番	飯尾 暁君	2番	向後 研二君
3番	杉浦 康一君	4番	はつたに幸一君
5番	平 ゆき子君	6番	小久保 ともこ君
7番	田畑 毅君	8番	山田 広宣君
9番	佐藤 栄作君	10番	前田 正志君
12番	山田 きよし君	13番	中山 和夫君
14番	細谷 菜穂子君	16番	鈴木 敏文君
17番	ますだ よしお君	18番	腰川 日出夫君
19番	深山 和夫君	20番	三橋 弘明君
21番	初谷 智津枝君	22番	竹本 正明君
23番	常泉 健一君	24番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	豊 田 正 斗 君
企 画 財 政 部 長	十 枝 秀 文 君	市 民 部 長	野 島 宏 君
福 祉 部 長	鶴 岡 一 宏 君	経 済 環 境 部 長	山 本 丈 彦 君
都 市 建 設 部 長	石 和 田 久 幸 君	教 育 部 長	中 村 光 一 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	岩 瀬 裕 之 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	山 田 隆 二 君
企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	大 森 茂 雄 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	岡 本 弘 明 君
福 祉 部 次 長 (子育て支援課長事務取扱)	板 倉 正 樹 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	木 島 明 良 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	大 橋 一 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	正 林 正 任 君
教 育 部 次 長 (体育課長事務取扱)	豊 田 実 君	職 員 課 長	鈴 木 祐 一 君
財 政 課 長	斎 藤 洋 士 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 橋 勝 美
局 長 補 佐	中 田 喜 一 郎
庶 務 係 長	田 中 秀 一

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長（森川雅之君） これをもちまして、平成28年茂原市議会第1回臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年7月13日

茂原市議会議長 森 川 雅 之

茂原市議会副議長 金 坂 道 人

茂原市議会議員 市 原 健 二

茂原市議会議員 飯 尾 暁